

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の概要と手話に関する施策の推進方針

概要

目的

手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、本市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を規定。
⇒ 手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることによって、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与。

基本理念

手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提とし、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

役割

- | | | |
|--|---------------------------------|--|
| 本市 <ul style="list-style-type: none"> 手話への理解の促進及び手話の普及を行い、手話が利用できる環境を整備 手話に関する施策を推進するための体制の整備 | 市民 <p>手話に関する本市の施策に協力</p> | 事業者 <ul style="list-style-type: none"> 手話に関する本市の施策に協力 手話をコミュニケーション手段として活用し、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境を整備 |
|--|---------------------------------|--|

取組

手話に関する施策を推進

- ◆ **施策の推進方針** 手話に関する施策を推進するための方針を策定。
1章から4章で構成し、3章で条例に基づく具体的な推進方針を以下の4項に分けて記載。

(1) 手話への理解促進及び手話の普及

【具体的な取組】

- ①ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発 ②イベント等の実施を通じた啓発 ③気軽に参加できる手話講習会の実施 ④学校における理解の促進

(2) 手話による情報取得

【具体的な取組】

- ①市が実施する説明会や行事等における手話通訳 ②区役所等における窓口対応 ③災害時避難所における情報提供 ④ICTを活用した環境の整備
⑤手話を使用することができる職員の増員 ⑥公共施設等に対する啓発

(3) 手話による意思疎通支援

【具体的な取組】

- ①手話通訳者派遣事業の充実 ②緊急時対応の検討 ③手話通訳者の養成・確保

(4) 手話を必要とする人への相談支援

【具体的な取組】

- ①聴覚言語障がい者生活相談事業の充実 ②様々な分野の相談支援機関との連携 ③見守りネットワーク強化事業等との連携

■推進方針の策定にあたって

- 大阪市障がい者施策推進会議を市の内部組織が連携して推進する体制として位置づけて施策を推進。同推進会議の下に推進チームを設置。
- ろう者、手話通訳者、その他関係者で構成される推進方針検討会議を設置して施策の推進方針を策定。